

(A 委員提出意見)

**越谷市自治基本条例 (素々案) (第 3 部会 担当分野)****前文**

越谷市は「水と緑と太陽」が市民の合言葉で古利根川、中川、新方川、綾瀬川、元荒川、葛西用水などに囲まれ快適な自然環境と日光街道沿いに発展した歴史・文化に恵まれたまちです。

私たち越谷市民は、自らが主権者であることを自覚し、私達のまちの自然環境と社会環境を更に発展させ平和で生き生きと暮らせるまちを目ざします。

そのための市民の積極的な参画によって住民自治力を向上させるだけではなく、市民の発言、行動などを市政に反映させるため、市長や市議会、行政機関などと協働するための基本原則として越谷市自治基本条例、を定めます。

**第 1 章 総則**

第〇条 条例の目的 (運営・調整委員会)

第〇条 最高規範性 (運営・調整委員会)

第〇条 用語の定義 (運営・調整委員会)

**第 2 章 自治の基本理念と基本原則**

第〇条 自治の基本理念と基本原則 (運営・調整委員会)

第〇条 市民自治の推進「参加と協働の原則」 (運営・調整委員会)

**第 3 章 市民・コミュニティー**

第〇条 市民 (第 1 部会)

第〇条 地域コミュニティー (第 1 部会)

第〇条 市民活動団体、住民自治 (第 1 部会)

**第 4 章 市議会と行政**

第〇条 市議会 (第 2 部会)

第〇条 市議会議員 (第 2 部会)

第〇条 市長 (第 2 部会)

第〇条 市職員 (第 2 部会)

第〇条 [市政運営の原則]

市長、議員、職員など市政に携わる者は、公平・公正・誠実で効率的な市政運営に努め市民サービスの向上を計らなければなりません。

第〇条 [市政への市民参画]

市は総合振興計画の基本構想、基本計画、実施計画の各段階で市民意見の取り入れを保障する組織を作り、市民の知識、経験を生かした市政を推進しなければなりません。

第〇条 [市民の意見・苦情への対応の責務、説明責任]

市は市民から市政に関して苦情、不服が出された場合には誠実、迅速に対応し、市民に解りやすく説明しなければなりません。

第〇条 [財政運営]

市は財政計画の策定に当たっては市民参画の機会を保障し、運営に当たっては健全財政を堅持し、財政状況を公開して市民に解りやすく説明する責任を負います。

第〇条 「国・県・他市町村との対等な協力関係、連携・協力」

市は正当で応分の財政負担などについて国や県などと対等に協議することとし、近隣自治体と連携して効率的な市政の計画・実施を行い、相互補完による成果をあげるよう努めなければなりません。

第〇条 「行政評価」

市は市政について効率性、公平性、透明性、社会的弱者の保護などの観点から自ら評価し、第三者機関による評価を公表しなければなりません。

第〇条 「個人情報の保護」

市は個人情報の保護に関する法令および市の条例を遵守するが、その運用に当たっては過度の個人情報保護による弊害を調整するよう努めなければなりません。

第〇条 【公益通報】職員は職務上知りえた事実が不正であり、それを公表することが客観的に見て市民の利益にかなう場合は、それを公表または通報しなければならず、それによって不利益は受けません。

第〇条 「危機管理」

市は安全、安心のまちづくりの為、市、市民、自治会などの役割を明らかにし、行政と市民などが連携して自らの安全を確保するよう努めなければなりません。

## 第5章 住民投票

第〇条 住民投票権を持ち市民の〇〇分の1以上の連署を添えて住民投票の請求があったときは住民投票を行い、市長、議会はその結果を尊重しなければならない。

## 第6章 地域環境

(第1部会)

第〇条 基本理念 (第1部会)

第〇条 良好な地域環境の創造 (第1部会)

## 第7章 条例の実効性の確保

(第2部会)

第〇条 条例の実行状況の検証 (第2部会)

第〇条 [附則] この条例の施行日、改廃の手続き (第2部会)

◎ 条文は、全体で50条以内程度とする。

(既に制定された他の市町村の基本条例は概ね上記の条文数だが、越谷市が全国で初めて

『電子版条例』(※)を策定することも検討しても良いのではないのでしょうか。)

(※) 条例の説明集ではなく、条例の記載項目をパソコンで検索すると各段階ごとに電子的に表示し、条例は短く表示されるが全体としては百科事典のように使用できる。

→

平成 20 年 11 月 16 日

(前文について)

全体的には、これで賛成ですが「水と緑と太陽に恵まれたふれあい豊かな自立都市」というフレーズを前文のどこかに入れたほうが良いのではないかと思います。

(自治の基本理念)については、次のように言い換えたらどうかと思います。

市民及び市は、人間尊重をまちづくりの基本理念として一人ひとりがいきいと安全で安心して心豊かに暮らせる越谷を市民と行政が、協働してまちづくりを進めるものとします。

(財政運営)について

市は、中長期的な展望に立って財政計画をたて、総合振興計画及び行政評価等の結果を基に、予算を編成するとともに計画的で健全な財政運営に努めます。

2 市長は、財政状況に関する情報並びに予算の編成及び執行にかかる情報を市民に、わかりやすく公表しなければならない。

上記のようにしたらどうか。

(行政評価)については、2項を次のとおり追加してはどうでしょうか。

2 市長は、前項の評価の結果を公表するとともに行政評価の結果及びこれらに対する市民の意見をふまえ施策、事業等に適切に反映します。

(行政組織)について

市は、政策を効率的に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め社会情勢に対応できるよう常に検討を加え必要に応じて見直しを図るものとします。

(危機管理)について

2 項に被災者に対する生活再建のための支援対策を講ずるものとする。このようなことをいれたらどうでしょうか。

(行政手続)については、次のように言い換えたら良いかと思います。

市長は、行政手続について適正な事務処理を実施するため期限等の基準を明確にします。

また、意見公募手続きについてもいれたらどうでしょうか。

「参 考」

市長は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案にかかる意見を募る手続きを行います。

市長は、前項の手続きにより提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(情報公開)

「市民は、市政に関する情報を市にその開示を求めることができる権利」これらをくみこんではどうか。

(情報の提供)を追加してはどうか。

「参考」

市長は、市民生活に必要な情報について市民に積極的に、かつ、わかりやすく提供するよう努めます。